

6.2 教育・研究指導のあり方

進捗状況報告

前年度に引き続き入学時期に履修についての相談を教務学生委員が中心となって開いている。研究指導については特に後期課程進学を前提の5年一貫の院生に対し、教授のゼミでの指導に加えて、指導委員会による指導を強化し、後期課程終了時には課程博士が取得できるように指導体制を強化してゆく方針である。原案を執行部で作成し、近々大学院問題検討委員会に諮る予定である。

学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

シラバスに関しては、学部並みに充実させる方向で準備中である。

学内第三者評価

商学研究科のシラバスについては2006年度の認証評価の総評において「研究科のシラバスについては、法学研究科において、授業内容の標準化が必要と思われる高度専門職業人養成コースで、詳しいシラバスが作成されていないことには問題がある。また、商学研究科においても、勉学上の選択の参考にも資するようなシラバスの作成および配布が必須と思われる」と記されており、改善が求められる。この点については記述が必要である（「6.5教育の質の向上」と同じ）。

※大学院設置基準第14条の2（成績評価基準等の明示等）

大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

なお、学外委員からは以下の意見があった。
設置基準では研究指導のよりどころとしてのシラバスが求められているので、2007年度の指摘にもあるとおり、この点の記述が望まれる。